

(第十三部)

第五回 参議院運輸委員会會議録第十二号

(二四九)

昭和二十四年四月二十八日(木曜日)

本日の會議に付した事件

○國有鉄道運賃法の一部を改正する法律案(内閣提出衆議院送付)

午後二時二十四分開会

○委員長(板谷勲助君) これより會議を開きます。運賃改正法案を議題といたします。大体質疑は終つたことと存じますが、この際簡単な質疑ならばお許しをいたします。内村君。

○内村清次君 國有鉄道運賃法の一部を改正するところのいわゆる旅客運賃六割値上に対する法案が今最終段階に來ておりますときに、一言運輸大臣にその所信をはつきりと明確にして頂きたい問題があるのでありますが、それは本二十四年度の一般國家予算及び鉄道の特別会計予算で見られますように、特に鉄道の一般會計予算の総額におきまして、いわゆる六月一日から移行するところの公共企業体、この性格におきまして、やはり國家の予算と決算その他は繋がつておるものであります。關係で、今回の予算におきまして特に強行せられようとしておりますところの國鉄のいわゆる独立採算、この採算によつて國鉄自体の現在の施設その他の荒廃といふものが完全に立ち直る御自信があつて、この予算を責任を持つて引受けられたのであるかどうか。又この予算の中に含まれておりますところの十二万人の従事員の整理、或いは物品拂下の問題、又それをして尙且二百三十億の赤字、この補

填等に対しまして、今後起るでありますよとところの國鉄の企業との關係に對しまして、眞に自信を持つてこの予算を引受け、同時に又この予算によつて國鉄を、一國の産業の興隆を發展させようといふことが確信あるかどうか。この点につきまして明確に御答弁をお願いしたいと思います。

○運輸大臣(大原重三君) 只今の内村君の御質問にお答えいたします。この非常なからい予算を本年度はやつて行かなければならぬのですが、この予算の全額で國鉄の経営が行くかどうかといふことでござりますが、これは無論十分でないでござりますが、当局といたしましては満足しておらんのであります。また、ともかくも國の再建上これだけの予算しか取れないという現実を直視いたしまして、まあいわゆる泣いて笑つてもこの金額でやつて行く。そのためにも俗に経費が少いといふと製造工業におきましては品質がとかく落ちるとか、或いは手を抜くとかいふことがありますが、鉄道の経営におきましては例え経費が少い關係上、修繕が十分に行かん、線路の保守が十分に行かんといふような、いろいろなことが起つては相成らんと思つております。要するに十分ではございせんが、國鉄経営上この金額で支障なくやつて行かねばならんと考えておる次第であります。

○委員長(板谷勲助君) 質疑は終了いたしました。これより討論に入ります。

○丹羽五郎君 私はこの本案のよう

な、びつこな偏頗な運賃値上げといふことに対しては絶対に反対する者であります。理由は旅客運賃のみを上げて貨物運賃をそのまゝにして置く。即ち貨物運賃を操縦くといふことは物價に影響を及ぼすからという政府の答弁でありました。私共から考へて見るならば、物價体系におきましても貨物運賃が実に低位な立場におる。これをそのままに据え置いて、旅客運賃を大幅に上げるということは、恐らく産業界に一つの破綻を來たす。これが大きな原因になりやしないか。又二百三十億の赤字の補填に對して我々委員会におきましても即ちその枠内の組替をやるということによつて國民の生活の安定を因つて見たいといふことで、かねが

ねこの枠内の操作を考へておつたのであります。政府は眞實不羈で一向これには明快な答へをせずに、今日ここで時間的に煩雜して、この案を強行に押すといふことに對しては、私共絶對にこれには反対せざるを得ないのであります。

まだいろいろと申上げたいことが沢山ありますが、概括いたしましてかくのごとき不合理なる値上げに對しては、絶対に我が無所屬議院は反対をせざるを得ないのであります。

○小野賢君 この改正法律案につきましてその内容において必ずしも満足すべきものでないであります。目下の諸情勢から考へまして誠に遺憾ながら止むを得ないものと認める次第であります。ただこの際次の諸点につ

いて政府に對して要望いたしておきたいと思ひます。

先ず第一は、この法律案は本年度予算案の審議に先行し、又は少くともこれと並行して、提案され、且つ審議されるべきものであるに拘わらず、予算案成立後提案せられたことは不当でない。且つ実施期日を予定して國會の審議を著しく制約するがごとき印象を與えておりますことは極めて遺憾であります。私は本委員会においてこの点に關する注意を喚起いたしましたところ、運輸大臣よりも遺憾の意を表せられたのであります。將來かかる事態を再現しないように應と留意されたのであります。

第二は國有鉄道の運賃及び料金は、特に公正妥當なものであつて、原價を償ふものであるといふことを原則としなければなりません。然るに昨年七月に行われました改正においても、亦今回の改正に當つても、この原則は必ずしも行われておらないのであります。

國有鉄道事業は一方において、独立採算制の下に企業的经营が強く要求されておりますのみならず、他方において、物價政策上の理由によつて合理的な運賃体系に服することを強く阻まれておる現状であります。政府も亦これを十分認めながら未だ適当な時期でないことを御弁明されておるのであります。旅客、貨物兩運賃において均衡を失した不合理な運賃を継続する場合においては、必ずや均衡財政の確立に好ましく影響を與えるだろうと思

います。政府はよろしく、國有鉄道事業のこの轉換期を迎へるに當つて、その運賃の突進に即應する運賃体系の整備を急進に努められたらと思うのであります。

第三は海陸輸送の兩分野に亘り欠けておるところは総合計画のないといふ点であります。而もこれは兩者の運賃調整を行わなければ、実現を期せうもないのであります。然るに鉄道汽船機帆船等相互の現狀は極めて憂べきものがあります。政府みづからこの問題を是認し、成るだけ近い將來においてこれが是正を考慮すべきことを言明いたしておるのであります。徒らにその場限りの逃げ口上に終らしめないで、この確約通り実行されたのであります。以上の諸点につきまして政府が順調なる努力を傾倒されることを切に熱望して止みません。

○内村清次君 私は本改正法律案に對しまして、日本社會黨を代表いたしまして反対する者であります。

理由の第一は、本案の趣旨であります旅客運賃六割の値上げが、國民大衆に對する一方的な負担過重となる点であります。このことにつきまして公聴會その他におきまして、各界の代表によつて述べられたのであります。から、ここでは説明するまでもないことであると思ひます。

第二の理由は旅客運賃と貨物運賃との比率についてであります。即ち旅客運賃は昭和十一年と比較いたしまして、原價百五倍に對しまして五十倍の

値上り、それに対して貨物運賃は原價二百十五倍に對して七十七倍の値上りでありまして、貨物運賃の方が却つて原價割れが甚だしいのであります。且つ又貨物運賃が主要物價に占める比率は平均二%であります。それに對して昭和十一年の比率は四%に上つております。即ち物價中に含まれておるところの貨物運賃の割合は、十一年に比較して却つて低位であります。事實的には、或る程度の値上りは物價に殆んど影響しないと政府の方でも資料を發表しております。更にこれを陸海貨物運賃の比較において見ますと、石炭の輸送費は機帆船トシ当り四百五十七円七角に對して、鐵道は百八十五円四角、バルブでは約二百円余の違ひ、木材では百四十圓の違ひになつておると、當局の資料で發表しておるのであります。そのために海運を利用せず長距離においても陸運國有鐵道を利用するというアンバランスが生れてゐるのであります。

以上國民生活への影響とか、陸海運の均衡等の点からいたしまして、本委員會において貨物運賃を値上げし得るというやうな修正案が提出されたやうなゆゑんであります。そのやうな世論が一般化となつておるのであります。この点も反對要素の一つであります。

又理由の第三は國鉄會計の赤字二百三十億は、本予算の補正との關係において処理すべきものであるという点であります。即ち現在の國鉄會計の赤字はインフレと低物價政策によつて生れるものであります。公共性のために大資本への補給金と同じやうに、國鉄

へも一般會計から價格差調整として支出するべきが當然であります。この點將來の獨立採算制とは何ら矛盾するものではなく、インフレの安定するまで、このやうな安定策への暫定措置と同じやうな措置をとられて然るべきであると思つております。

理由の第四點としては、先づ國鉄會計の合理化に努力すべき點はまだあると思つております。この點を解決することが先づ先決問題であると思つております。例へば國鉄の物件費中に最大の要素となつておるところの石炭買入價格の改善がその一つでありまして、石炭を初めとした主要消費節約、作業の機械化と運用効率の向上、不用財産賣却等の適正なる拂下げ等によつてこの赤字の相当額を更に減少し得るものではないと思つております。更に將來國鉄の電化を促進する画期的な措置によりまして、その合理化と獨立採算の確立は確實に保障せられるという見込が明確になつております。かかる合理化の措置こそが第一の要件であると思つております。

最後に特に定期券の三ヶ月、六ヶ月の廃止と一ヶ月の限定処置に對しては、特に勤勞大衆、學生諸君の甚だしい負担過重となる点、文教政策上に誠に多大の悪影響を與える点を考慮せられて、この點は超黨派的の立場から定期券に對しては理解ある反對の態度を強く取つて頂きたいことを切望いたします。本改正案に反對を表明するものであります。

○國本富右衛門君 私は日本國有鐵道運賃法の一部を改正する法律案に對しては納得が行かないものが多々あるものでございますが、現下の情勢上余儀

ないものと認めまして、遺憾ながら民主自由黨を代表いたしまして賛意を表明します。

○委員長(板谷勸助君) 他に御意見ありませんか。只今小野委員の發言中に希望條件が述べられたやうであります。これに對して運輸大臣が若し御答弁があるならば、この際お願いいたします。

○國本富右衛門君 小野君の御要望は御尤もな次第と拜承いたしました。つきましてはその線に沿ひまして努力をいたすつもりであります。

○委員長(板谷勸助君) これにて討論は終結いたしました。これより採決に入ります。國有鐵道運賃法の一部を改正する法律案の政府原案に對して賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手者多数)

○委員長(板谷勸助君) 多数と認めます。本案は政府原案通り可決確定するものと決定いたしました。

尙本會議における委員長の口頭報告は本院規則第四百條によつて、予め多數意見者の承認を受けなければならんことになつておりますが、これを委員長において本案の内容、委員會における質疑應答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することとし、御承認を願うことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(板谷勸助君) 御異議ないと認めます。それから本院規則第七十二條によりまして、委員長が議院に提出する報告書には多數意見者の署名を附することになつておりますから、本案を可とする方は順次御署名を願います。

多數意見者署名
小野 哲 飯田精太郎

高田 寛 結城 安次
植竹 春彦 大隅 憲二
橋本萬右衛門 御署名漏れはございませんか。御署名漏れはないものと認めます。本日はこれにて散會いたします。

午後二時四十八分散會
出席者は左の通り
委員長 板谷 勸助君
理事 小泉 秀吉君
小野 哲君
丹羽 五郎君
内村 清次君
植竹 春彦君
大隅 憲二君
橋本萬右衛門君
飯田精太郎君
高田 寛君
結城 安次君
大屋 晋三君
加藤常太郎君
芥川 治君
足羽 則之君
加賀山之雄君
政谷 虎芳君
四月二十五日予備審査のため、本委員會に左の事件を付託された。

案 船船公國法の一部を改正する法律案
案 船船公國法の一部を改正する法律案

船船公國法の一部を改正する法律
船船公國法(昭和二十二年法律第五十二号)の一部を次のやうに改正する。

第三條第一項中「三億圓」を「五十億九千七百萬元」に改める。

第十六條第一項第三号を削り、第四号を第三号とする。

第二十一條第四項中「船舶若しくは造船事業用設備の貸付を受け、又は船舶の貸付を受け、若しくは船舶用材料の買渡を受けた者」に改める。

第二十四條第一項第三号中「船舶、船舶用材料又は造船事業用設備」を「船舶又は船舶用材料」に改める。

第三十五條第一項中「並びに造船事業用設備」を削る。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

四月二十六日予備審査のため、本委員會に左の事件を付託された。

一、造船法案

造船法案
(目的)
第一條 この法律は、造船に關して必要な調節を行い、造船技術の向上を図り、もつて造船に關する事業の円滑な運営を期することを目的とする。

(施設の新設)
第二條 總トン數百トン以上又は長さ二十五メートル以上の鋼製の船舶の製造又は修繕をすることができ、造船台、ドック又は引揚船台を備える船舶の製造又は修繕の施

設を新設しようとする者は、運輸大臣の許可を受けなければならない。

(設備の新設等)

第三條 前條の施設を所有し、又は借り受けている者が、船舶の製造又は修繕に必要な設備であつて省令で定めるものを新設し、拡張し、又は移轉しようとするときは、運輸大臣の許可を受けなければならない。

(船舶の製造又は改造)

第四條 左に掲げる船舶の製造又は改造をしようとする者は、省令で定める場合を除く外、運輸大臣の許可を受けなければならない。

一 鋼製の船舶(ボツツン及び浮ドックを含む)

二 鋼製の船舶以外の船舶で総トン数二十トン以上又は長さ十五メートル以上のもの(改造後総トン数二十トン以上又は長さ十五メートル以上となるものを含む)

2 前項において「改造」とは、船舶の長さ、幅、深さ若しくは推進機関の種類若しくは出力を変更する工事又はその他の工事で船舶の用途の変更を目的としてその構造若しくは設備を変更する工事をいう。

(推進性能試験)

第五條 船舶を製造する事業を営む者が推進機関を備える長さ五十メートル以上の船舶を製造しようとするときは、あらかじめその船舶の設計について運輸大臣が行う水そうによる推進性能試験を受けなければならない。

2 前項に規定する者が、同項の規定により推進性能試験を受けた設計に基いて船舶を製造したときは、当該船舶について、運輸大臣が行う実地による推進性能試験を受けなければならない。

3 前二項の規定は、既に第一項の規定による推進性能試験を受けた設計と同一の設計に基いて製造する船舶については、適用しない。

4 運輸大臣は、必要があると認めるときは、推進機関を備える長さ五十メートル未満の船舶について第一項又は第二項の推進性能試験を受けることを勧告することができる。

5 前四項の規定による推進性能試験の方法その他細目については、省令で定める。

6 運輸大臣は、推進性能試験を受けた者に対して、その結果を通報しなければならない。この場合において、運輸大臣は、必要があると認めるときは、設計の変更その他の勧告をすることができ。

7 推進性能試験を受けようとする者は、政令の定めるところにより、手数料及び実費を納めなければならない。

(機関の性能試験)

第六條 船舶用機関を製造する事業を営む者が、軸馬力五百馬力以上の船舶用推進機関又は受熱面積百五十平方メートル以上の船舶用ボイラーを製造したときは、その船舶用推進機関又は船舶用ボイラーについて、運輸大臣が行う性能試験を受けなければならない。但し、既に性能試験を受けた船舶用

推進機関又は船舶用ボイラーを製造した者が、これと同一の設計に基いて製造したものについては、この限りでない。

2 運輸大臣は、必要があると認めるときは、軸馬力五百馬力未満の船舶用推進機関又は受熱面積百五十平方メートル未満の船舶用ボイラーについて前項の性能試験を受けることを勧告することができる。

3 前二項の規定による性能試験は、船舶用推進機関に関しては出力、操縦性、回転速度の調整及び振動について、船舶用ボイラーについては燃焼及び蒸発の効率について行うものとし、その方法その他細目については、省令で定める。

4 第一項及び第二項の規定による性能試験については、前條第六項及び第七項の規定を準用する。

(奨励金の交付)

第七條 政府は、予算の範囲内で、造船技術審議会の議を経て、造船技術に関する研究を行う者に対して研究奨励金を交付し、又は船体、船舶用機関若しくは装品又はこれらの部分品若しくは付属品を試作しようとする者に対して試作奨励金を交付することができる。

2 前項の規定による奨励金の交付の方法については、省令で定める。

(造船技術審議会)

第八條 運輸省に、造船技術審議会(以下「審議会」という)を置く。

2 審議会は、前條第一項に規定するものの外、造船技術の向上に関する重要事項を調査審議する。

3 審議会は、造船技術の向上に關して運輸大臣に建議することができ。

第九條 審議会は、委員十五人以上で組織する。

第十條 審議会の委員は、関係行政の官吏及び学識経験がある者の中から、運輸大臣が命じ又は委嘱する。

2 委員の任期は、二年とする。

第十一條 審議会に、委員の互選による委員長を置く。

第十二條 この法律に規定するものの外、審議会の組織、運用その他審議会に關し必要な事項は、省令で定める。

(届出)

第十三條 左に掲げる事業を開始した者は、その事業を開始した日から二箇月以内に、省令の定めるところにより、その事業の概要を運輸大臣に届け出なければならない。

(業務又は技術に関する勧告)

第十四條 運輸大臣は、第十四條の事業を営む者に対して、業務運営の改善又は技術の向上に關して必要な勧告をすることができ。

(現に事業を営む者の届出)

第十七條 この法律施行の際現に第十三條第一項各号の事業を営む者は、この法律施行の日から二箇月以内に、省令の定めるところにより、その事業の概要を運輸大臣に届け出なければならない。

(報告)

第十四條 運輸大臣又は海運局長は、船舶の製造若しくは修繕又は船体、船舶用機関若しくは装品又はこれらの部分品若しくは付属品の製造、修繕又は販賣をする事業を営む者に対して、その事業の状況について報告をさせることができる。

(立入検査)

第十五條 運輸大臣又は海運局長は、この法律の規定による届出若しくは報告がされないとき、又は届出若しくは報告が虚偽であると認めるときは、当該官吏をして当該事業場に立ち入り、業務の状況又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により当該官吏が立入検査をするときは、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

(業務又は技術に関する勧告)

第十六條 運輸大臣は、第十四條の事業を営む者に対して、業務運営の改善又は技術の向上に關して必要な勧告をすることができ。

(罰則)

第十八條 第四條第一項の規定に違反して製造又は改造に着手した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十九條 第二條又は第三條の規定に違反した者は、五万円以下の罰金に処する。

第二十條 左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第十三條若しくは第十七條の規定による届出若しくは第十四條の規定による報告をせず、又は虚偽の届出若しくは報告をした者

二 第十五條の規定による当該官吏の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第二十一條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第十八條から前條までの違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

附則
一 この法律施行の期日は、公布の日から起算して九十日をこえない期間内において政令で定める。

2 臨時船舶管理法（昭和十二年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第八條を次のように改める。

第八條 削除
第十條中「運航業者、船舶所有者又は造船業者」を「運航業者又は船舶所有者」に改める。

第十六條中「第八條又ハ」を削る。

4 この法律施行の際現に臨時船舶管理法施行規則（昭和十八年海軍省令第一号）第二條及び第三條の規定により許可を受け船舶の製造又は改造をしている者は、この法律施行の日において、当該船舶の製造又は改造について、第四條の許可を受けた者とみなす。

四月二十七日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、水先法案

水先法案

第一章 総則（第一條・第二條）

第二章 水先人（第三條・第十條）

第三章 水先及び水先区（第十一條・第二十二條）

第四章 監督（第二十三條・第三十條）

第五章 水先審議會（第三十一條・第三十八條）

第六章 罰則（第三十九條・第四十二條）

附則 第一章 総則（定義）

第一條 この法律において「水先」とは、水先区において、船舶に乗り込み当該船舶を導くことをいう。

二 この法律において「水先人」とは、一定の水先区について水先人の免許を受けた者をいう。

三 この法律において「水先修業生」とは、水先人の組合（水先人の組合がない水先区においては水先人と契約に基づき、水先の実務を

修習する者をいう。
（法の適用）

第二條 この法律のうち船舶所有者に関する規定は、船舶共有の場合には船舶管理人、船舶貸借の場合には船舶借入人に、船長に関する規定は、船長に代つてその職務を行う者に適用する。

第二章 水先人（水先人の免許）

第三條 水先人にならうとする者は、海上保安廳長官の免許を受けなければならない。

（免許の要件）

第四條 水先人の免許は、左の要件を具備した者でなければ、與えない。

一 一年以上総トン数千トン以上の船舶（平水区域を航行区域とする船舶を除く）に乗り組み、船長の職をとり、且つ、省令の定めるところにより一定期間以上水先人にならうとする水先区の水先修業生として実務を修習した者。

二 海上保安廳長官の行う水先人試験に合格した者。

（欠格事項）

第五條 左の各條の一に該当する者は、水先人であることができない。

一 日本國民でない者

二 禁こ以上の刑に処せられた者であつて、その執行を終り、又はその執行を受けることがなくなるまでのもの

三 船長の海技免状の行使を禁止された者又は三回以上その行使を停止された者

四 水先人の免許を取り消された者
（水先人試験）

第六條 水先人試験は、免許を受けようとする水先区の実情に即して水先業務を行う能力があるかどうかを判定することを目的とし、その内容には、実際的なものと理論的なものとを含まなければならない。

水先人試験は、身体検査及び學術試験とする。

身体検査に合格した者でなければ、學術試験を受けることができない。

學術試験は、筆記試験及び口述試験とし、左に掲げる事項について行う。

一 海上の衝突予防に関する法規その他当該水先区の航法に関する法規

二 当該水先区の風位、風力、天候、潮せき、潮流その他氣象及び海象に関する知識

三 当該水先区の水路、水深、距離、浅瀬等の航路障害物、航路標識その他重要な事項に関する知識

四 船舶の操縦に関する知識及び技能

五 その他水先人として必要と認められる知識又は技能であつて省令で定める事項

筆記試験に合格した者でなければ、口述試験を受けることができない。

（登録及び水先免状）

第七條 海上保安廳長官は、水先人の免許を與えたときは、水先人名簿に登録し、つ、水先免状を交付しなければならない。

水先人名簿は、海上保安廳に備える。

（免許の更新）

第八條 水先人の免許は、五年目ごとに申請により更新を受けなければならない、その效力を失う。

海上保安廳長官、前項の規定による水先人の免許の更新に際し、必要があると認めるときは、省令の定めるところにより、当該水先人に対し第六條第四項各号に掲げる事項について筆記試験又は口述試験をすることが出来る。

（水先人試験等の細則）

第九條 この法律に定めるものの外、水先人試験、水先人の免許及び水先免状に関し必要な事項は、省令で定める。

第十條 海上保安廳長官、水先人が不具備その他の精神又は身体に欠陥があつて業務を行うのに不適当でないかどうかを確めるために、毎年、水先人の身体検査を行わなければならない。

海上保安廳長官は、前項に規定する事項を確めるため必要があると認めるときは、何時でも当該水先人の身体検査を行うことができる。

前二項の身体検査の実施に関し必要な事項は、省令で定める。

第三章 水先及び水先区（水先区）

第十一條 水先区の名稱及び区域は、別表の通りとする。

前の例による。

人」と契約に基き、水先の業務を

を停止された者

第七條 海上保安廳長官は、水先人

は、別表の通りとする。

(水先人の員数)

第十二條 各水先区の水先人の最低の員数は、省令で定める。

(強制水先)

第十三條 水先区のうち政令で定める港及び水域においては、日本船舶でない船舶(軍艦を除く。)が外國の港へ出航し、又は外國の港から來航する船舶(海上保安廳の船舶を除く。)及び日本國の各港間において旅客又は貨物の運送に従事する船舶(総トン数五百トン以上の船舶の船長は、水先人を乗せなければならない。但し、日本國の各港間において旅客若しくは貨物の運送に従事する船舶又は当該港と省令で定める外國の港との間における連絡船であつて日本國民又は日本國法人の経営に係るものが、省令で定める海技免狀の裏書によつて当該港又は水域の状況に慣れしことが明らかな船長又は航海士により導かれるときは、この限りでない。)

ちに、その船舶におもむかなければならない。

第十七條 船長は、水先人が船舶におもむいたときは、正当な事由がある場合の外、水先人に水先をさせなければならない。

第十八條 前項の規定は、水先人に水先をさせている場合において、船舶の安全な運航を期するための船長の責任を解除し、又はその権限を侵すものと解釋してはならない。

第十九條 水先人は、船舶におもむいた場合において水先を求められたときは、正当な事由がある場合の外、その求に應じ、且つ、誠実に水先をしなければならぬ。

(乗下船の安全措置)

第二十條 船長は、水先人が安全に乗下船できるように、適當な方法を講じなければならない。

(水先人の運行)

第二十一條 船長は、正当な事由がある場合の外、水先人を水先区に伴つてはならない。

(水先修業生の帶同)

第二十二條 水先人は、水先修業生一人を水先をすべき船舶に伴うことができる。

第二十三條 水先人は、水先修業生二人以上を水先をすべき船舶に伴おうとするときは、船長の承諾を得なければならない。

(水先料)

第二十四條 水先人は、水先をしたときは、船舶所有者又は船長に対し水先料を請求することができ

る。

第二十五條 水先料は、船舶の総トン数及び、つ、水先料として水先区ごとに

省令で定める額によらなければならない。

第四章 監督

(免許の取消等)

第二十六條 水先人がその業務を行うに當り、怠慢であつたとき、技能が拙劣であつたとき、非行があつたとき又はこの法律の規定に違反したときは、海上保安廳長官は、水先人の免許を取消し、若しくは停止し、又は水先人を戒告することができ。但しこれらの事由によつて海難審判法(昭和二十二年法律第三十五号)による海難が発生したときは、この限りでない。

第二十七條 海上保安廳長官は、二年間に三回以上水先人の免許を停止された者又は正当な事由がないのに第十條の規定による海上保安廳長官の行う身体検査を受けない者に対し、水先人の免許を取り消すことができる。

第二十八條 海上保安廳長官は、第十條の規定により行う身体検査の結果、水先人が不具所識その他精神又は身体に欠陥があつて業務を行うのに不適当であると認めるときは、水先人の免許を取り消し、又は停止することができる。

(行爲の停止等)

第二十九條 海上保安廳長官は、水先人又は水先人の組合(以下單に「組合」という。)の行爲が、水先の業務の円滑な遂行を害し、公共の利益に反すると認める場合において水先審議会の勧告があつたときは、当該水先人又は組合に対し、当該行爲の停止その他必要な事項を命ずることができる。

第三十條 水先審議會は、前項の規定による勧告をしようとするときは、当該水先人又は組合に対し、あらかじめ期日及び場所を通知して聴問をしなければならぬ。当該水先人又は組合は聴問の場所において、水先審議會に対し、意見を述べ、及び証拠を提出することができ

る。

第三十一條 海上保安廳長官は、第一項の規定による処分をした場合において、その処分が同項の規定による水先審議會の勧告と趣旨を異にするときは、直ちに、その旨を運輸大臣に報告しなければならぬ。この場合において、運輸大臣は、必要があるとき、海上保安廳長官の処分を取り消すことができる。

(届出及び報告)

第三十二條 水先人は、その業務を行うに當り水先をすべき船舶について海難審判法による海難が発生したときは、遅滞なく、その旨を、海上保安本部、海上保安部、海上保安署又は港長事務所(以下「海上保安廳の事務所」という。)に届け出なければならない。

第三十三條 水先人は、水先区において左の事項を認めたときは、直ちに、その状況をもよりの海上保安廳の事務所に報告しなければならない。

一 航路又は航路標識に異変があること。

二 航路の障害となるべき物があること。

三 その他航行上危険の虞のある事実があること。

第三十四條 船長は、水先人に第二十三條に規定する事由があることを知つたときは、遅滞なく、その旨をもよりの海上保安廳の事務所に報告しなければならない。

第三十五條 組合は、規約を定め、海上保安廳長官に届け出なければならない。規約を変更したときも同様とする。

第三十六條 組合又は水先人は、省令の定めるところにより、水先及び水先修業生に関する事項を海上保安廳長官に届け出なければならない。

第五章 水先審議會

(水先審議會)

第三十七條 海上保安廳に、水先審議會を置く。

第三十八條 水先審議會は、第二十五條及び第三十二條に規定するものの外、水先の制度に関する重要事項を調査審議する。

第三十九條 水先審議會は、水先の制度の改善に關し関係行政廳に建議することができ

る。

第四十條 海上保安廳長官は、第二十三條又は第二十四條の規定による処分をしようとするときは、水先審議會の意見を徴し、且つ、その意見を尊重してこれを行はなければならない。

第四十一條 水先審議會は、委員十五人以内で組織する。

第四十二條 水先審議會の委員は、水先人、船舶所有者その他水先の業務に關係を有する者、関係行政

廳の官吏及び學識経験がある者のうちから、運輸大臣が命じ、又は委嘱する。

2 水先審議会の委員の任期は、二年とする。

(会長)

第三十五條 水先審議会に、委員の互選による会長を置く。

2 会長は、水先審議会の事務を総理する。

(臨時委員)

第三十六條 水先審議会に、特に必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、第三十四條第一項に規定する者のうちから、水先審議会の推薦に基づき、運輸大臣が命じ、又は委嘱する。

(手当等)

第三十七條 水先審議会の委員及び臨時委員は、予算に定める金額の範囲内において、手当及び旅費を受けるものとする。

(省令への委任)

第三十八條 この法律に定めるものの外、水先審議会に關し必要な事項は、省令で定める。

第六章 罰則

第三十九條 左の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

- 一 第十三條の規定に違反して水先人を乗り込ませなかつた者
- 二 第十四條又は第十五條の規定に違反した者
- 三 第二十二條第二項の規定により省令で定める額によらないで水先料を支拂い、又は受領した者

四 第二十五條第一項の規定による命令に違反した者

第四十條 左の各号の一に該当する者は、二万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十條の規定に違反した者
- 二 第二十一條第一項の規定により水先人が水先修業生を伴つた場合においてこれを拒んだ者又は同條第二項の規定に違反して水先修業生を伴つた者
- 三 第二十六條から第三十條までの規定による届出若しくは報告をせず、又偽虚の届出若しくは報告をした者

第四十一條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に關し、第三十九條第三号の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に對し、同條の刑を科する。

附則

1 この法律施行の期日は、公布の日から三箇月をこえない期間内において、政令で定める。但し、第五章の規定は、公布の日から施行する。

2 水先法(明治三十二年法律第六十三号、以下「旧法」という)は、廃止する。

3 左表上段に掲げる旧法の規定による水先区についての水先免狀を受有する者は、この法律(第五章の規定を除く)施行の日において、それと同表下段相当欄に掲げるこの法律の規定による水先区について水先人の免許を受けたものとみなす。

5 この法律(第五章の規定を除く)施行前に旧法又は海難審判法の規定によつてした水先免狀の行使の禁止又は停止の処分は、それぞれこの法律の規定によつてした水先人の免許の取消又は停止の処分とみなす。

4 前項の規定は、左表上段に掲げる内海水先区についての水先免狀を受有する者については、その者がこの法律公布の日以前二年間に旧法による水先人としての業務に従事したことがない区域をその区域とする同表下段に掲げる水先区について適用しない。

東京湾水先区	東京湾水先区
東京港水先区	東京港水先区
名古屋四日市水先区	名古屋四日市水先区
和泉港水先区	阪神水先区
下関水先区	関門水先区
内海水先区	阪神水先区、関門水先区及び内海水先区
長崎港水先区	長崎水先区
島原海灣水先区	島原海灣水先区
伏木港水先区	伏木水先区
函館港水先区	函館水先区
室蘭港水先区	室蘭水先区
小樽港水先区	小樽水先区
留萌水先区	留萌水先区
塩釜水先区	塩釜水先区
新潟水先区	新潟水先区
七尾水先区	七尾水先区
清水水先区	清水水先区
舞鶴水先区	舞鶴水先区
徳水先区	徳水先区
崎戸水先区	崎戸水先区
佐世保水先区	佐世保水先区
鹿児島水先区	鹿児島水先区

6 旧法の廃止前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

7 海難審判法の一部を次のように改正する。

第四條第二項及び第三十四條第一項中「又は水先免狀を受有する者」を「を受有する者又は水先人」に改める。

第五條 懲戒は、左の三種とし、その適用は、所爲の輕重に從つてこれを定める。

- 一 海技免狀の行使の禁止又は水先人の免許の取消
- 二 海技免狀の行使の停止又は水先人の免許の停止
- 三 戒告

海技免狀の行使の停止又は水先人の免許の停止の期間は、一箇月以上三年以下とする。

第五十九條中「免狀行使の禁止」を「海技免狀の行使の禁止又は水先人の免許の取消」に、「免狀を取り上げ」を「海技免狀又は水先免狀を取り上げ」に改める。

第六十條中「免狀行使の停止」を「海技免狀の行使の停止又は水先人の免許の停止」に、「免狀を取り上げ」を「海技免狀又は水先免狀を取り上げ」に改める。

第六十一條中「免狀行使の禁止又は停止」を「海技免狀の行使の禁止若しくは停止又は水先人の免許の取消若しくは停止」に、「免狀を差し出さないときは」を「海技免狀又は水先免狀を差し出さないときは」に改める。

域

阪神水先区	大阪府石津川口右岸突端から兵庫縣妙法寺川口右岸突端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面（大阪港、神戸港及び尼崎港に属する河川及び逕河水面を含む。）
内海水先区	大阪府石津川口右岸突端から兵庫縣鶴崎まで引いた線、同縣潮崎から徳島縣大磯崎まで引いた線、愛媛縣佐田岬から高島を経て大分縣関崎まで引いた線、福岡縣部崎から四十五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面のうち阪神水先区を除く海面
関門水先区	山口縣鞆代崎から福岡縣妙見崎まで引いた線、同縣部崎から四十五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
崎戸水先区	長崎縣壱ノ浦島鶴崎から崎戸島北西端まで引いた線、同島南端から半島北端まで引いた線、同地点から折瀬ノ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
佐世保水先区	長崎縣向後崎から水尻鼻まで引いた線、猪首ノ鼻から朽木崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
長崎水先区	長崎縣福岡崎から伊王島北端まで引いた線、沖ノ島南端から香焼島南端を経て深堀まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに浦上川及び中島川各最下流道路橋下流の河川水面
島原海湾水先区	長崎縣國崎から熊本縣牡蠣瀬崎まで引いた線、同縣天草上島下大戸ノ鼻から千束島上大戸ノ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面（三角港を含む。）
鹿兒島水先区	鹿兒島縣櫻島藤野崎から二百七十度に引いた線、同島燃崎から沖小島三角点（三十七メートル）を経て脇田川口右岸突端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面

月二十八日本委員会に左の事件を付された。

國有鉄道運賃法の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は四月十九日）

七

昭和二十四年五月二十九日印刷

昭和二十四年五月三十日發行

參議院事務局

印刷者 印刷局